

黒石市部活動指導員の設置等に関する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 8 日

黒石市教育委員会教育長 山 内 孝 行

黒石市教育委員会規則第 2 号

黒石市部活動指導員の設置等に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、部活動の指導体制の充実及び資質向上を図るとともに、教員の働き方改革を推進するため、部活動指導員（学校教育法施行規則（昭和 2 2 年文部省令第 1 1 号）第 7 8 条の 2 に規定する部活動指導員をいう。以下同じ。）の設置、身分、任用、職務等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 黒石市立中学校（以下「学校」という。）に部活動指導員を置く。

(身分)

第 3 条 部活動指導員は、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 2 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する会計年度任用職員とする。

(任用)

第 4 条 部活動指導員は、その職務を行うために必要な見識を有する者のうちから任用する。

2 前項に定めるもののほか、部活動指導員の任用については、黒石市教育委員会会計年度任用職員任用規則（令和 4 年黒石市教育委員会規則第 1 号）の規定を準用する。

(職務)

第 5 条 部活動指導員は、学校長の指示により次の各号に掲げる職務を行う。

(1) 部活動の実技指導

(2) 安全及び障がい予防に関する知識及び技能の指導

- (3) 学校外での大会、練習試合等の引率
- (4) 事故が発生した場合の現場対応
- (5) その他部活動の実施に関し必要な業務

(勤務時間)

第6条 部活動指導員の勤務時間は、1会計年度当たり210時間を上限とする。

2 部活動指導員の勤務時間は、1週間当たり19時間を上限として学校長が割振る。

(報酬)

第7条 部活動指導員の報酬は、勤務1時間につき1,600円とする。

(研修)

第8条 教育委員会は、部活動指導員に対し、部活動指導員の職務遂行にあたり必要な研修を行わなければならない。

(災害補償)

第9条 部活動指導員の職務上の災害又は通勤による災害に対する補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に定めるところによる。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。